

議長

次に、質問順位3番 5番議員 上田丈二君

議長

上田丈二君

上田議員

おはようございます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、公立学校教員の1年単位の変形労働時間制導入について質問させていただきます。

教職員の労働環境については、民間企業と比べても、労働時間が長いとされて、改善が進められてきました。昨年12月4日に通常の勤務時間を延長し、かわりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制を導入できるよう「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置法」を一部改正をし、来年4月施行を予定していると聞いております。

この教職員は特殊な法律、給特法、改定公立学校教員給与特別措置法と言うんですけど、この中で給与の4%を残業等の手当として支給される代わりに、どれだけ残業しようとも残業していない事になり残業手当は支払われないことになっております。

このことによって、一層教員の過重労働や残業についての実態が分かりにくく、また業務内容が多すぎるものが過重労働につながるといわれています。

このことで国が2018年3月18日「学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について」通知をだしています。

和木町でも教職員の勤務状況や残業時間、業務内容について調査をされ、和木町の教育委員会では、小中学校の教職員の業務時間短縮に努められたと聞いています。

そこで、今現在の小中学校の教職員の業務時間以外の持ち帰り残業や有休の消化、残業時間などについて教えていただきたいと思っております。

議

長

重岡教育長

重岡教育長

上田議員のご質問にお答えしたいと思います。

平成28年度から、小中学校の時間外業務時間の状況を月ごとに調査しております。

この中で、時間外業務時間の削減に向け、業務内容や学校行事等についての見直しを行い、効率化などを実現する取組について調べております。

小中学校ともに、本年度はほとんどの月で前年または28年度と比べて時間外業務時間が減っております。また、大きな行事の開催時期等についても、同時期に集中しないような工夫をしてもらっております。

ご質問の中に、持ち帰り残業云々ということがありましたけども、ちょっとその前にご質問の中に、「どれだけ残業しようとも残業していないことになり、残業手当は支払われない。」というお話がございましたが、学校教職員もですね、次の4つにつきましては時間外勤務を命じることができるということがありますので、一応ちょっとここだけは確認をしたいと思います。校外実習その他の生徒の実習に関する学習。二つ目に、修学旅行これ随分夜遅くまで子どもたちの世話をするようになりますので、修学旅行、その他学校の行事に関する業務。それから三つ目に、職員会議に関する業務。4つ目が、非常災害の場合、その他児童、生徒の指導に関して緊急を要するというような場合につきましてはですね、時間外業務を命じ、また時間外の手当もきちっと支払われますので、それを踏まえた上で持ち帰り残業等のことをお話しさせていただこうと思います。

持ち帰りの残業につきましては、和木町の小中学校につきましては、データをUSBディスクとかそういったものの校外に持ち出すことを禁じておりますので、どの先生方もできるだけ校内で処理するようにしております。丸付け等については場合によっては持って帰ることがあるというふうには聞いておりますが、これについても殆どそれ程の時間を要する事はない

令和2年第1回(3月)定例会

ということで、持ち帰り残業は殆どないというふうに思っていただけだと思います。

有給の消化につきましては、平均ですけれども、年平均ですが、小学校が11日。中学校が10日というふうに報告を受けております。

時間外の業務時間ですが、月平均ですが、小学校が40.5時間。中学校は、部活動等を含めて54.2時間そういった時間になっております。

議長 上田丈二君

上田議員 和木町の教育委員会でも教職員の過重労働について重く捉えて、改善努力されている事がよくわかりました。ですが一般の方々ではなかなかですね、こういう教職員の方々の勤務状況の大変さについてはなかなかわかりづらいし、長時間労働につながっていることは容易に想像、やはりできないと思います。

そこでちょっと教職員の方々の勤務状況についてちょっと述べさせていただきたいと、紹介をさせていただきたいと思います。

実際に授業時間が勤務時間の多くを占めていますが、ほかにも授業の準備、採点などの成績処理、学習指導、学校の行事、学級運営があるのに加え、教員の研修や保護者の対応も行い、さらに、ほとんどの教員が学校の部活動の顧問を兼務しています。

この他にも、登下校時の見回り、学校徴収金の管理、休み時間の対応や校内清掃などにも関わっています。そして問題のある生徒への対応で家庭訪問をしたり、行政との調整、そしてこの和木町では、地域行事の参加にも積極的に教員の方、先生たちは行われています。

これほど多くのことにかかわっているのですから、長時間労働につながっているのが少しはわかっていただけだと思います。

令和2年第1回(3月)定例会

この他にも文科省や県の教育委員会からのお願い業務などがあると聞いております。そして学力テストこれも一層教職員の方々の負担がつのっているということを知っています。このお願い業務の中の例を挙げますと、個人の業務評価や個人目標の提出など様々があると聞いています。このお願い業務に対して教職員の業務がどれほど多くなっているのかわかる範囲でお聞きしたいと思います。

議長 重岡教育長

重岡教育長 県教委から調査依頼等を受けて、小中学校へお願いする文書の量からちょっとご紹介したいと思います。1年間で約140件でございます。

その内、会議や研修会の参加申込などが約30件、児童生徒や学校の状況に関わる調査が約100件で、これらについては比較的短時間で処理ができるというふうに聞いております。

各種の事業に関わる計画書、あるいは報告書などは、記述を求められる場合がありますので、これらの若干の時間を要する調査が約10件ということになります。

教職員の負担とならないように、町教育委員会としましてもアドバイスするなど一緒になって取り組んでおり、小中学校のそれぞれからの回答を町教育委員会事務局で取りまとめて県教育委員会に報告、提出するというようにしております。

またいろいろな、本当、上田議員がおっしゃられるとおり沢山の業務があるんですが、和木町の特色というところもちょっとご紹介させていただけたらと思います。時間短縮に努めていただきました学校では、職員会議・研修会議、職員朝礼等の各種会議やいろいろな調査を必要なものだけに絞れるよう、できるだけ減らしたり簡単なものにしたりするなど、実施方法等を工夫して業務時間の短縮に取り組んでおります。

そこでは、校務支援ツールの活用促進や業務改善取組リストを活用した点検・評価を行っております。

令和2年第1回(3月)定例会

また、中学校の部活動における休養日等の設定というようなことも工夫しておりまして、一人一人の働き方改革に対する意識が高まってきたものと推察をしております。

教育委員会では、これは大きな特色だと思うんですが、町雇用の常勤教員を中学校に1名配置しております。これは他の市町にはなかなか見られないものだと思います。また支援員これも小学校には、県の職員と町雇用の4名、計5名。それから中学校にも町の雇用の支援員を1名、中学校の体育館のところにあります適応指導教室、(スマイルルームと通称呼んでおりますが)に2名の指導員も配置しております。

さらに、教員の業務の補助をする業務支援員、いろんなプリントのコピー等をしてもらっておりますが、これも小学校に1名配置しております。来年度からは中学校にも1名配置の予定でございます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携体制も整えておりますのでいろいろな教育相談関係も迅速にいいいますか、即時に対応ができるということになっております。

このような人的な配置や連携は、教職員の負担軽減につながっているものというふうに考えております。

議長 上田丈二君

上田議員 和木町は本当に教育に関しては力を入れて、日本の中でもIT教育などに最先端を行っているということはよくわかっております。それに伴って教職員の過重労働についても教育委員会は十分考えて対処をしていただいているなということがよくわかりました。

先程言いましたこの公立学校の一年単位の変形労働時間制導入についてなんですけれども、まあ和木町では努力されている訳なんですけれども、多くの学校業務以外にも文科省等からのお願い業務が数多くあるなかで、他の学校とかではですね、

令和2年第1回(3月)定例会

過重労働が積み重なり、過労死や本来の業務である授業準備やこどもとじっくり話をする時間がとれない状況であるのが問題とされて、その中で和木町の教育委員会や学校と協議をされて時間、業務等、学校の行事等も見直されて改善がされてきたと思います。そこで、来年4月に施行されようとしている一年単位の変形労働時間制で、教職員の勤務がどう変わるのか、また内容について教えていただきたいと思います。

議長 重岡教育長

重岡教育長 変形労働時間制のことというふうに思いますが、勤務時間を年単位で管理する変形労働時間制の導入を可能にする改正教職員給与特別措置法（通称給特法といっておりますけど）が、昨年12月に成立いたしました。繁忙期の勤務時間を延長する代わりに夏休み期間の休日を増やすというその運用が、令和3年4月から自治体の判断で導入可能となるものでございます。

いわゆる選択的導入と示されておりますので、国の指針やこれは本年4月に策定ですね。国の指針の策定や県の勤務時間条例等の制定も4月以降になるというふうに思いますので、現時点では、労働時間の短縮・改善につながるかどうかについては、不透明な部分が多くてですね、和木町教育委員会も慎重に検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

議長 上田丈二君

上田議員 私もこの1年単位の変形労働時間制については調べてみたんですけども、ちょっと条件等について調べてみた事をちょっと言わせていただきます。

まず1番目に勤務時間の上限は1日10時間、週52時間まで。2番目に、週の勤務時間が48時間を超えるのは3箇月で3回以下。3番目に連続勤務日数は6日まで。4番目、各月1日の30日前に勤務実数、時間を定める必要がある。使用者都

令和2年第1回(3月)定例会

合の変更は不可とする。5番目に、育児、介護等の事情のある職員や非正規職員等は配慮が必要であるとされています。そして6番目、職場単位で1年単位と1箇月単位を併用できるが、個人単位での併用は不可となっております。そしてこの制度の導入の前提が労働時間の減縮が前提になっている訳なんですけれども、これが甚だ問題だと思えます。残業時間月45時間、年に360時間以下を厳守となっております。この業務時間管理が徹底されていなければ導入する事はできないとなっているそうです。そしてこれが選択性になっているということも重要だと思っております。

この中でやはり問題となっているのが、学期内を繁忙期として勤務時間を延ばし、夏休み等を閑散期として延ばした分だけ短縮して相殺するというのですが、この中に数々の問題が出てくるのではないかと思っております。勤務時間を1時間延ばした場合、休憩は45分から1時間になりますので退勤時間は1時間15分おそくなります。その分子育て期間中の職員は子供の送り迎えが大変になり負担になります。また夏休み等で短縮しての相殺が実際には教職員の方の勤務状況では難しいのではないかという問題があります。

また基本として勤務時間を延ばした時間後の勤務はさせてはならないことになっています。これでは、例えば勤務時間を1時間延ばせば、退勤時間が6時頃になりますが、そのあと勤務をさせてはならないとなれば、学校業務の多さを考えると、現実では無理だということもあげられています。何よりも折角今まで努力して業務内容を改善して負担を少しでも減らしてきたこういった努力が無駄に終わってしまいます。

この制度で教職員の過重労働の軽減にはつながらず、かえって学期内の通常勤務時間が長くなり負担が増えることになると懸念をされています。

教育委員会では、どのような方法が、教職員の勤務時間の軽減と本来の教員の方が子供の指導と授業に専念できると考えておられるのでしょうか伺いたいと思います。

議 長

重岡教育長

重岡教育長

学校の働き方改革を現実的で実効性のあるものにすることが大事だと考えております。学校現場が前向きに業務改善に目を向けて取り組んでいることを、町民の皆様方にもご理解とご協力をいただきたいと思います。

今日、「地域とともにある学校づくり」とよく言われておりますが、例えば、学校の主要業務を大きく三つに分け、

一つ目、基本的には学校以外が担うべき業務

二つ目、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

三つ目に、教師の本来の業務

などに整理・分類し、実行可能な取り組みを工夫することができれば、働き方改革は大きく進むものと思われま

す。給特法改正後の動向に注目しつつ、今後も引き続き、現場レベルでの検討を行い、働き方改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長

上田丈二君

上田議員

今述べられたのは国の指針で決められた指針で3つに分かれているっていうことは私も調べております。こういった形で和木町も本当に教育のことに熱心に考えておられますし、町長もそうだと思いますけれども、和木では和木大学等、町民も含めて子どもたちの教育等には一生懸命取り組んでいるっていうことなんですけれども、その中でやっぱり教職員の方々の労働時間、過重労働これについてはぜひ教育委員会と共に町の行政も考えていていただきたいと思います。

その中で重要なんですけれども、この小学校、中学校の職員の身分は市町村教員ですけれども、同時に県費負担の職員でもあります。このために、勤務条件の設計は県の権限になります。

和木町の教育委員会だけでは、対処ができない、まあ選択性

令和2年第1回(3月)定例会

ではありますけど、選択的で望まなければ導入はしないということになりますけれども、県全体の教員の方々の働き方を改善するという意味ではこの条例の改定の前にですね、ぜひ県政や県の教育委員会に対して、教職員の勤務時間や業務内容、過重労働の軽減を考慮して頂きたいとぜひ訴えて欲しいのです。

必要な事は、条例の制定ではなく、授業数に対して足りていない教職員の定数増や国や地方が学校に押し付けている不要不急の業務の軽減、削減、教職員のこの給特法など他にも見つけなおして改善していくことが本質なのではないかと思っております。これについて教育委員会の考えを伺います。

議長 重岡教育長

重岡教育長 町教委レベルでお答えするのはなかなか難しい質問ではございますが、県の教育委員会におきましてもですね、いろんな条例、あるいは各種の会議の開催や調査依頼等についてはですね、必要不可欠なものに絞って実施をするという工夫・努力をされているところだというふうに思っております。今後も私共は学校現場主義で、教員の長時間労働の解消や教員が子どもと向き合う時間の確保等に向けたそういった働き方改革についてですね、一層の推進が図られるようお願いはしていきたいというふうに思っております。

議長 上田丈二君

上田議員 和木町では、学校の現場主義で考えていきたいということで、本当に心強いご意見をいただきましてありがとうございます。

公立学校教員の1年単位の變形労働時間制導入で、教職員の業務負担改善にはやはりつながりません。

子供たちの成長を見守り、学力の向上、人間形成に熱意をもって取り組んでいる教職員の先生方が、本来の子供の指導と授

令和2年第1回(3月)定例会

業に専念できる環境をこれからも整えていただくことを望んで、以上で私の質問を終わらせていただきます。

議 長 再質問はございませんか。

議 長 再質問がないようですので、以上で上田丈二君の一般質問を終わります。

議 長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 9時 54分

再 開 10時 10分